

# 奨学金制度

## 1. 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構の奨学金は、経済的理由により修学が困難な優れた学生に対し貸与されます。なお、奨学金は返還の義務があり、卒業後に返還された奨学金は、後輩の奨学金として再び活用されます。

### (1) 奨学金の申請方法

大学院貸与奨学金は、学内での審査・推薦を経て、日本学生支援機構に奨学生として採用されます。

#### ① 申請要件

経済的理由により修学が困難な日本人学生であって、各種基準（学力、家計等）を満たす者（外国籍の方は在留資格によって申請できる場合があります。）

#### ② 奨学金の種類及び貸与月額

修士課程・ 専門職学位課程	第一種奨学金（無利子）	第二種奨学金（有利子）
	50,000円 又は 88,000円	5万円, 8万円, 10万円, 13万円, 15万円の中から選択

#### ③ 申請手続き

ホームページ及び掲示により、募集時期〔例年4月初旬及び9月中旬〕及び申請資料等を案内します。申請先は、学生部学生支援課奨学係（共通教育棟1号館1階）です。

### (2) 業績優秀者返還免除制度

大学院において第一種奨学金を貸与し、在学中に特に優れた業績を挙げたとして認定された場合は、奨学金が全額又は半額免除されます。

## 2. その他奨学金

本学に周知依頼のあった地方公共団体、その他奨学団体による奨学金の募集は、その都度掲示等により案内します。

# 授業料免除

経済的理由により授業料の納付が困難な者で、かつ、学業優秀と認められる者について、本人の申請により当該期の納付を免除されることがある。申請期間等はその都度掲示している。また、授業料免除申請書類は本学公式ホームページ及び学生部ホームページに掲載し、必要とする学生がダウンロードし、申請できるようにしている。